



報道関係各位	発信年月日	令和6年2月21日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部障害福祉課	杉山 洋子	課長補佐 松本 啓嗣	(0836) 82-1170	
件名	障害者相談支援事業における消費税の取扱いについて			
内 容				
<p>本市が委託により実施している障害者相談支援事業は、本来、消費税の課税対象事業であるところ、非課税の事業として取り扱っていたことが判明しました。</p> <p>1 概要</p> <p>令和5年10月4日付けの国からの事務連絡により、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等については、社会福祉法上の「社会福祉事業」に該当せず、消費税が課税の取扱いであることが明示されました。</p> <p>これを受け、当該事業に係る本市の委託状況を調査したところ、消費税を非課税とする社会福祉事業として取り扱っていることが判明しました。</p> <p>2 対象事業等</p> <p>(1) 障害者相談支援事業（1法人1契約）</p> <p>(2) 過去度分（令和4年度～平成30年度）の消費税相当額 約690万円 現年度分（令和5年度）の消費税相当額 約170万円</p> <p>3 原因</p> <p>当該事業の消費税の取扱いについて、本市と受託法人側の双方において、法律の解釈を誤認していたことによるものです。</p> <p>4 対応</p> <p>過年度分については、受託法人の修正申告により追加納付する消費税、延滞税等に相当する額について市が負担します。</p> <p>現年度分については、消費税額を含めた委託料額に変更します。</p> <p>5 再発防止策</p> <p>関連する法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>				